

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

山梨県 知事 殿

令和 年 月 日
（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号
名 称

所在地
電話 () 番
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

今回報告事業年度
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(第三面)

所 属 建 築 士 名 簿

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士及び建築あるには、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場 合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日	
計 名				一級建築士 名	二級建築士 名	木造建築士 名	構造設計一級建築士 名	設備設計一級建築士 名

